土一三五八の一から一三五八の四まで、字下鍋土一三六〇の一、一三六〇の二、一三六二の一から一三六二の四まで、字横路一三六三の四から一三六三の八まで、字下間隅一三七三の三から一三七三の九まで、一三七三の一二、字奥間隅一三七四の一から一三七四の一一まで、字三ノ渡一三七五の一から一三七五の一九まで、字狸岩一三七六の一から一三七六の一〇まで、一三七六の一一（次の図に示す部分に限る。）、字二ノ渡一三七七の一から一三七七の六まで、一三七八、字原ハタ一三七九の三、一三七九の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百六十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　補・第1―㈡号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　音瀬均

四　変更年月日　平成二十五年四月一日

○防衛省告示第八十号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSPC	四一七一	ゆら	平成二十五年四月十二日

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原発の事故原因に関する質問主意書（長妻昭提出）

スマートメーター導入を促進するための措置に関する質問主意書（小池政就提出）

今後の離島における電力の安定供給に関する質問主意書（小池政就提出）

電力システム改革に伴う新規事業参画者と既存の電力事業者に関する質問主意書（小池政就提出）

電力卸売市場の活用と電力料金に関する質問主意書（小池政就提出）

電力自由化と原子力発電の在り方に関する質問主意書（小池政就提出）

電力事業への外国資本の参入に関する質問主意書（小池政就提出）

議事日程

四月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

平成二十五年四月二十三日（火曜日）

午後零時十分開議

第一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（遠藤利明外十二名提出）

第二　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件

第四　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

質問主意書提出

四月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する質問主意書（川田龍平提出）（第八一号）

質問主意書転送

四月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍首相の所信表明演説において日朝国交正常化に触れない理由に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八〇号）

人事異動

内閣

国務大臣

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（四月十九日）　田村　憲久

国務大臣

内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる　田村　憲久

○経済産業大臣臨時代理

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する　石原　伸晃

同

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上四月二十日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　新藤　義孝

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　石原　伸晃

同

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上四月二十一日）　新藤　義孝

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　石原　伸晃

同

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上四月二十二日）

財務省

（国税庁次長）財務事務官　西村　善嗣

国税庁長官事務代理を免ずる（四月十八日）

（預金保険機構総務部長）　坂本　正喜

財務事務官に任命する

関東財務局長を命ずる

（関東財務局長）財務事務官　菅野　良三

願により本官を免ずる（以上四月二十二日）

叙位・叙勲

○叙位

（東北大学名誉教授）

正四位に叙する　橋本　弘之

正五位に叙する

正八位　石田　淳

船木　隆夫　森田　優　冨田　通

従五位に叙する（各通）

石田　安夫　嘉藤　周静　後藤　政信

戸田　東　松本　宗久　山田　昇

正六位に叙する（各通）

岡田　直之　黒澤　圀臣　後藤　謙二

芳賀　弘裕　平澤　巖　武藤やす子

森信　玲二　吉田　良作

従六位に叙する（各通）

幡江　鐵夫　柳町　澄子

正七位に叙する（各通）

柏山　次男　佐藤　一喜

従七位に叙する（各通）（以上三月十八日）

宮坂　時義

従五位に叙する